

27PW-am243

薬剤師と医療関係者とのコミュニケーション

○福島 紀子¹、秋本 義雄²、鈴木 順子³、鈴木 政雄⁴、宮本 法子⁵(¹共立薬大、²東邦大薬、³北里大薬、⁴いわき明星大薬、⁵東京薬大薬)

【目的】医療法の改正により、医療計画制度を見直し、地域連携のしくみの構築と普及等を通じ、切れ目のない医療を提供することや、早期に在宅生活に復帰できるように在宅医療の充実を図るための検討等が行われている。これを推進するためにはチーム医療の充実が課題となり、医療関係者間のコミュニケーションが重要となる。そこで、薬剤師とのコミュニケーションが悪くて患者に重大な結果が生じた場合、薬剤師の責任はどうかについて、裁判例を基に考察する。【事案の概要】尋麻疹の診断を受けた女兒に、医師が塩化カルシウムの静脈注射を准看護師に指示した。准看護師は塩化カリウムと思い込み、当該病院の薬剤師に製品名を問い合わせ、希釈・点滴用塩化カリウムの原液を注射したために女兒が心肺停止を来し、後遺症が残った。【薬剤師の関わり】裁判記録によると、「准看護師は本件病院の薬局へ行き、薬剤師に『塩化カリウムって何ですか？』と尋ねた。薬剤師は『カリウムですか？カルシウムですか？』と聞き返したところ、准看護師は、『塩化カリウムです。』と答えた。そこで、薬剤師は、『塩化カリウムであればコンクライト-K ですけども。』と教えた。これを受けて、准看護師は、『ああ、コンクライトか。』と納得して、外来処置室へ戻った。」とある。【考察】この事例で薬剤師も告訴されたが、法的責任があるとの判断はされなかった。薬剤師は准看護師の問い合わせに対して製品名を答えただけで終わっているが、塩化カリウムをどう使うのか聞いていれば、この事故は防げたかもしれない。薬剤師の一言が、患者、医師、准看護師を救っていたかもしれない。今後は、病院だけでなく在宅医療をはじめ、薬剤師の行動範囲は、地域に広がっていく可能性があるが、他の医療・福祉・介護の関係者と十分なコミュニケーションをとって行かなくてはならないことを示唆した事例である。